

令和5年度福島県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福島県国民健康保険特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ984千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ177,096,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰入金		13,006,597	△984	13,005,613
	1 一般会計繰入金	10,574,367	△984	10,573,383
	2 基金繰入金	2,432,230	0	2,432,230
歳入合計		177,097,412	△984	177,096,428

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
1 総 務 費		88,561	△984	87,577
	1 総 務 管 理 費	76,618	△984	75,634
	2 運 営 協 議 会 費	653	0	653
	3 保 険 者 機 能 強 化 事 業 費	11,290	0	11,290
歳 出 合 計		177,097,412	△984	177,096,428

令和5年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福島県小規模企業者等設備導入資金貸付金等特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ89千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ360,848千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 繰越金		9,560	89	9,649
	1 繰越金	9,560	89	9,649
歳入合計		360,759	89	360,848

歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費		31,088	89	31,177
	1 小規模企業者等設備導入資金貸付事業費	31,088	89	31,177
歳 出 合 計		360,759	89	360,848

令和5年度福島県港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）

令和5年度福島県港湾整備事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,646千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,580,220千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 使用料及び手数料		513,255	2,646	515,901
	1 使用料	513,255	2,646	515,901
歳 入 合 計		12,577,574	2,646	12,580,220



歳 出

(単位千円)

款	項	補 正 前 の 額	補 正 額	計
2 相馬港港湾整備事業費		7,251,893	2,646	7,254,539
	3 港湾施設管理運営費	6,783	2,646	9,429
歳 出 合 計		12,577,574	2,646	12,580,220

第 2 表 債務負担行為補正

(単位千円)

事 項	期 間	限 度 額
荷役機械管理運営費（小名浜港）	令和 5 年度 から 令和 6 年度 まで	25,000

令和5年度福島県流域下水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度福島県流域下水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出の補正）

第2条 収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 流域下水道事業収益	9,405,606千円	△16,203千円	9,389,403千円
第1項 営 業 収 益	4,637,733千円	△736千円	4,636,997千円
第2項 営 業 外 収 益	4,337,179千円	△15,467千円	4,321,712千円
支 出			
第1款 流域下水道事業費用	9,409,630千円	142,216千円	9,551,846千円
第1項 営 業 費 用	8,749,198千円	△6,243千円	8,742,955千円
第2項 営 業 外 費 用	229,736千円	△9,960千円	219,776千円
第3項 特 別 損 失	430,696千円	158,419千円	589,115千円

（資本的収入及び支出の補正）

第3条 資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,491千円は、過年度分損益勘定留保資金29,491千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
収 入			
第1款 資本的収入	2,469,687千円	△5,170千円	2,464,517千円
第1項 企業債	327,800千円	△5,281千円	322,519千円
第3項 出資金	784,129千円	111千円	784,240千円
支 出			
第1款 資本的支出	2,470,640千円	23,368千円	2,494,008千円
第1項 建設改良費	1,370,000千円	△5,281千円	1,364,719千円
第3項 企業債償還金	1,099,484千円	111千円	1,099,595千円
第5項 還付金及び返納金	1千円	28,538千円	28,539千円

(企業債の補正)

第4条 企業債を次のとおり補正する。

補		正		前	
起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
建設改良費	327,800千円	1 借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2 借入資金	政府資金その他		

った後においては、当該見直し後の利率)

起債の目的	限度額	補	正	後	利率	償還の方法
起債の目的	限度額	起債の方法		利率	償還の方法	
建設改良費	322,519千円	1	借入方法	普通貸借又は債券発行 債券の発行価格は、知事が定める。	年10%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	起債日から30年以内(据置期間を含む。)の期間において資金の融通条件及び知事の定めるところにより償還する。ただし、事業会計の都合により繰上償還をし、償還年限を短縮し、又は借換えをすることができるものとする。
		2	借入資金	政府資金その他		

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	213,781千円	△11,524千円	202,257千円

令和5年度福島県工業用水道事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度福島県工業用水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 工業用水道事業費用	2,953,762千円	△11,406千円	2,942,356千円
第1項 営業費用	2,845,581千円	△11,406千円	2,834,175千円

（資本的支出の補正）

第3条 資本的支出の予定額を次のとおり補正する（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,117,479千円は、過年度分損益勘定留保資金1,117,479千円で補填するものとする。）。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 資本的支出	3,523,829千円	△343千円	3,523,486千円
第1項 建設改良費	2,803,870千円	△343千円	2,803,527千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第4条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職 員 給 与 費	286,233千円	△12,439千円	273,794千円

令和5年度福島県地域開発事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 令和5年度福島県地域開発事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
支出			
第1款 地域開発事業費用	15,060千円	△2,298千円	12,762千円
第1項 営業費用	10,000千円	△2,298千円	7,702千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	7,082千円	△2,118千円	4,964千円



令和5年度福島県立病院事業会計補正予算（第2号）

（総 則）

第1条 令和5年度福島県立病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（収益的支出の補正）

第2条 収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
支 出			
第1款 病院事業費用	8,886,787千円	136,079千円	9,022,866千円
第1項 医業費用	8,710,656千円	136,079千円	8,846,735千円

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正）

第3条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費を次のとおり補正する。

科 目	既決予定額	補正予定額	計
職員給与費	4,357,227千円	133,299千円	4,490,526千円